

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成30年11月1日(2018.11.1)

【公表番号】特表2017-528268(P2017-528268A)

【公表日】平成29年9月28日(2017.9.28)

【年通号数】公開・登録公報2017-037

【出願番号】特願2017-516084(P2017-516084)

【国際特許分類】

A 47 J 31/44 (2006.01)

【F I】

A 47 J 31/44 4 1 0

【手続補正書】

【提出日】平成30年9月21日(2018.9.21)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

泡立てられたミルクの調製のための器具(1)であって、ミルクを受けるための容器(3)を備え、飲料調製機(101)への接続のためのドッキング要素によって特徴付けられ、前記ドッキング要素は、

- 前記飲料調製機によって送給される蒸気のための接続部と、
- 泡立てられたミルクのためのミルク泡沫出口(28)とを含み、
- 前記ドッキング要素は、複数個の流体チャネル(92、93、95、96、99)を伴う主本体(25)と、前記主本体から可逆的に取外し可能な補足部品(27)とを含み、前記補足部品は、前記主本体に比較してより軟質の材料を含み、前記補足部品は、連続的であり、およびいくつかの要素(28、82～89)を含み、それらの要素を通して、ミルク、蒸気、水および/または空気が流れ得、それらの要素は前記流体チャネル内に係合する、泡立てられたミルクの調製のための器具(1)。

【請求項2】

前記補足部品(27)は、弾性的に変形可能な材料から1つのピースとして設計される、請求項1に記載の器具。

【請求項3】

前記補足部品(27)はシリコーン部品である、請求項2に記載の器具。

【請求項4】

前記補足部品(27)は、少なくとも部分的に前記主本体(25)を取囲む態様で配置され、およびこれから解かれることができる、請求項1～3のいずれか1つに記載の器具。

【請求項5】

前記補足部品(27)は、広範囲の、または2次元的にフレーム状のベースと、この上に一体的に形成され、流れが通過することができる前記要素(28、82～89)とを含む、請求項4に記載の器具。

【請求項6】

前記ベースは、ジョイント(81)が間に配置された平坦なセクション(80)から形成される、請求項5に記載の器具。

【請求項7】

通過流要素（87、88、89）の少なくとも1つは、ノズルおよび／またはバルブである、請求項1～6のいずれか1つに記載の器具。

【請求項8】

一方で前記ミルク泡沫出口（28）と他方で前記蒸気のための接続部を含む前記ドッキング要素の端面（29）の面との間の距離が、最大2.5cmである、請求項1～7のいずれか1つに記載の器具。

【請求項9】

前記主本体（25）はプラスチック射出成形された部品として設計される、請求項1～8のいずれか1つに記載の器具。

【請求項10】

ミルクを送給するおよび／または泡立たせるための電気的に動作される駆動手段を備え、前記ドッキング要素は、前記駆動手段の動作のために、前記飲料調製機によって供給される電流のためのインターフェイス（98）を含む、請求項1～9のいずれか1つに記載の器具。

【請求項11】

混合ノズル（79）を備え、そこで蒸気はミルクおよび空気と共にされ得、前記混合ノズルは、前記ドッキング要素において配置され、少なくとも部分的に前記補足部品（27）によって形成される、請求項1～10のいずれか1つに記載の器具。

【請求項12】

前記混合ノズルは、前記ミルク泡沫出口（28）の直接上に配置される、請求項11に記載の器具。

【請求項13】

請求項1～12のいずれか1つに記載の器具と、ホット飲料の調製のための、および前記器具の接続のための飲料調製機とを備え、前記飲料調製機は、蒸気接続部上に結合するための、蒸気のための送給位置（111）を備える、飲料調製システム。

【請求項14】

前記飲料調製機は、ホット飲料のための飲料出口（105）と飲用容器のための配置プラットフォーム（103）とを備え、前記器具が前記飲料調製機上にドッキングした状態で、前記ミルク泡沫出口（28）および前記飲料出口（105）が鉛直方向において前記配置プラットフォーム（103）より上に配置される、請求項13に記載の飲料調製システム。